

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

2018年12月号

FinTech ニュースレター
仮想通貨に関する新たな法制度について
(仮想通貨交換業等に関する研究会の報告書の公表)

- | | |
|---------------------------|---|
| I. 仮想通貨交換業等に関する研究会の報告書の公表 | 森・濱田松本法律事務所
弁護士 増島 雅和
TEL. 03 5220 1812
masakazu.masujima@mhmjapan.com |
| II. 仮想通貨交換業者に関する法制度 | |
| III. ICOに関する法制度 | 弁護士 石橋 誠之
TEL. 03 6266 8905
masayuki.ishibashi@mhmjapan.com |
| IV. その他 | |
| V. 展望 | |

I. 仮想通貨交換業等に関する研究会の報告書の公表

仮想通貨に関する法制度については、2017年4月に施行された改正資金決済法において仮想通貨交換業者に関する規律等が導入されたが、その後、みなし仮想通貨交換業者が管理する顧客の仮想通貨が不正アクセスにより外部流出するといった事案が発生し、また、仮想通貨交換業者の内部管理態勢の不備が指摘されたほか、仮想通貨を利用した取引に不正なものがあるという指摘もなされるようになった。そのような状況を踏まえ、金融庁では、2018年3月に仮想通貨交換業等に関する研究会が設置され、仮想通貨に関する新たな法制度について検討が進められ、その検討結果をまとめた報告書（以下「本報告書」という。）が2018年12月21日に公表された¹。法制度の具体的な内容は今後進められる各法令の改正作業において詰められることとなるが、本報告書は、その大枠・方向性を示すものとして重要な位置付けとなる。

本ニュースレターでは、本報告書で示された仮想通貨²に関する新たな法制度の大枠・方向性のポイントを解説するとともに、今後の展望を述べる。

II. 仮想通貨交換業者に関する法制度

1. 全体像

金融庁は、不正アクセスによる顧客仮想通貨の外部流出事案を受け、既存の交換業者の業務運営の実態把握を実施し、その結果を2018年8月に中間取りまとめとして

¹ <https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20181221.html>

² なお、本報告書では、「仮想通貨」という法令用語を「暗号資産」に変更することが提案されているが、本ニュースレターでは、virtual currency を意味するものとして「仮想通貨」を、virtual assets を意味するものとして「暗号資産」を使用する。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

公表している。研究会は、中間取りまとめにより得られた知見等をもとに、仮想通貨交換業に関する問題点を洗い出し、現行法で十分な対策が講じられていない事項についての対策を検討するという様相を呈しているため、本報告書は、強化すべき規制が個別に検討された形になっている。

しかし、仮想通貨交換業の規制体系は、当時、仮想通貨ビジネスがどの程度の規模となるか見えない中での法制化であったこともあり、規制をミニマムにするとともに簡素なものとするを旨として制定されたものである。今回の規制強化の多くは、仮想通貨が市場性のある支払手段であることを踏まえて、金融商品取引法（以下「金商法」という。）を参考に立案されているが、同時に、同じく金商法にて採用されている規制の柔構造化をも図らなければ、金融法体系として整合性のあるものとならないように思われる。

研究会では、整合性のある金融法体系の確保という観点から、きめ細かい仮想通貨法体系の整備という視点からの議論が十分になされない中で本報告書が策定されてしまっており、今後提出される法案や政省令において、必要な適用除外や義務の軽減規定等が適切に盛り込まれるかどうかを注視する必要がある。

2. 顧客財産の管理・保全の強化

(1) 受託仮想通貨の流出リスクへの対応

仮想通貨は秘密鍵にアクセスされると保有資産に対する事実上の支配を喪失する特徴があるため、仮想通貨の保有者にとって秘密鍵の安全な保管は最重要である。したがって、顧客から仮想通貨を預かる仮想通貨交換業者は、可能な限り、受託仮想通貨の移転に必要な秘密鍵をオフラインで管理することが求められるものの、流動性の供給や移転の便宜から一定量の受託仮想通貨の秘密鍵はオンラインで管理せざるを得ない。

2018年には、これら仮想通貨交換業者がオンラインで秘密鍵を管理していた受託仮想通貨が不正アクセスにより流出した事案が複数発生し、本報告書でも、セキュリティ対策として、以下の措置を講ずることが有効と指摘された。

- 仮想通貨交換業者における、法令等で求められるセキュリティ対策の実施。
- 行政当局における、仮想通貨交換業者のセキュリティリスクに係る管理態勢の重点的なモニタリング。
- 専門的な知見を有する関係団体等における、技術面からの指針等の整備³。

これらに加えて、受託仮想通貨の流出リスクにアドレスするため、仮想通貨交換業者に対し、以下のような義務を課すことが適切であると指摘されている。

- 受託仮想通貨を流出させた場合の対応方針の策定・公表。
- ホットウォレットで秘密鍵を管理する受託仮想通貨に相当する額以上の純資産

³ Virtual Currency Governance Task Force は、「仮想通貨交換所のセキュリティ対策についての考え方」を Github にて公開している (<https://vcgtf.github.io/>)。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

額及び弁済原資（同種・同量以上の仮想通貨）の保持（自己財産・顧客財産から分別した保持）。

同種・同量以上の仮想通貨のリザーブ義務は、仮想通貨交換業者に対し、受託仮想通貨をコールドウォレットにて保管させるよう動機付ける効果が期待でき、対応方針の公表義務とあいまって、規制導入後の仮想通貨交換業者の行動変容が注視される。

(2) 仮想通貨交換業者の倒産リスクへの対応

仮想通貨交換業者には、顧客財産の流用の防止や破綻時における顧客財産の明確化等の観点から、自己財産と顧客財産の分別管理が求められている。金融規制における顧客財産の分別管理義務には、信託保全まで求めるものとそうでないものがあるところ、仮想通貨については、その私法上の位置づけが明確ではないこと⁴や、すべての種類の仮想通貨を信託保全させるインフラが整っていないことから、本報告書では、以下の方法を提案している。

- 顧客が取引を行うに際して、仮想通貨交換業者の財務の健全性を認識できるようにする観点から、仮想通貨交換業者に対し、貸借対照表や損益計算書をはじめとする財務書類の開示を求めること。
- 仮想通貨交換業者の破綻時においても、受託仮想通貨の顧客への返還が円滑に行われるようにする観点から、顧客の仮想通貨交換業者に対する受託仮想通貨の返還請求権を優先弁済の対象とすること。

一方、受託金銭の分別管理の方法については、流用防止及び倒産隔離を図る観点から、仮想通貨交換業者に対し、信託義務を課することが適当と示されている。

財務ディスクロージャーに加えて、受託金銭の信託義務が課されることにより、仮想通貨交換業者には、その一部について第一種金融商品取引業者にも似た規制体系が導入されることになったともいえる。もっとも、法制度を含む社会インフラがまだ十分に整っていない仮想通貨の特性から、投資者保護基金のような大掛かりな仕掛けの導入までには至っておらず、交換業者が顧客のために用意した仮想通貨リザーブに対する先取特権の範囲で、優先弁済を確保することに落ち着いたと整理することができるだろう。

なお、本報告書が、今後、信託銀行等において態勢整備が図られるのであれば、受託仮想通貨の信託という方向を目指すことは望ましいと指摘している点が注目される。現状、金融庁は信託銀行等による仮想通貨の受託を許容していないが、本報告書を契機として、仮想通貨の信託受託を許容する方向に舵が切られれば、資産保持の安全性が高まることになるだろう。一方で、仮想通貨の信託受託を認めた場合、これが新たにライセンス取得が求められる後述の仮想通貨カストディ業務とどのような関係に立つかが明らかでない。信託ライセンスを保持する以上、これに仮想通貨カストディ業務のライセンスを重ねて要求することは適切ではなく、将来的にカストディ

⁴ なお、仮想通貨の私法上の位置づけについては、金融法委員会による論点整理が2018年12月12日付で公表されている (<http://www.flb.gr.jp/doc/publication55-j.pdf>)。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

ビジネスとしての規制の横断化、整合性の確保が必要になるかもしれない。

2. 仮想通貨交換業者の業務の適正な遂行の確保

(1) 取引価格の透明性の確保、利益相反の防止

仮想通貨の価格形成メカニズムについては、様々な仮説が唱えられているが、まだ一致した見解は存在しない。仮想通貨価格の透明性が必ずしも図られていない中、仮想通貨交換業者において、情報の非対称性を軽減するための措置を講じさせることは、仮想通貨市場の持続可能性を高めることになり、仮想通貨に対する人々の信頼を向上させることになる。このような問題意識を念頭に、本報告書では、仮想通貨交換業者に以下の対応を求めることが適正であるとされている。

- 顧客との相対取引をする場合、認定協会が提示する参考価格や顧客間マッチング取引の場の価格との差に関する情報を開示すること
- 複数の取引チャネルを提供する場合には、利益相反の防止・顧客にとって最良条件で注文を執行のための方針を策定・公表し、その実施体制を整備すること
- 顧客からの顧客間マッチング取引の注文に対して、仮想通貨交換業者自らを取引の相手方とする処理を行う場合には、その旨及びそれが最良の条件による執行であった理由を説明すること
- 仮想通貨交換業者自らが顧客間マッチング取引の場に参加する場合には、その旨及び理由を説明すること

(2) 過剰な広告・勧誘への対応

顧客によるリスクの誤認や投機的取引の助長を抑止する観点から、仮想通貨交換業者に対し、以下のような行為を行わないことを求めることが適当であるとされている。

- 誇大広告、虚偽告知、断定的判断の提供、不招請勧誘
- 顧客の知識等に照らして不相当と認められる勧誘
- 投機的取引を助長する広告・勧誘

(3) 自主規制規則との連携

2018年10月に資金決済法に基づく自主規制機関としての認定がなされた日本仮想通貨交換業協会（以下「認定協会」という。）の自主規制規則との連携を促進する観点から、本報告書では、認定協会への加入を促すとともに、仮想通貨交換業者について、以下のような登録拒否・取消要件を設けることが適当である旨指摘されている。

- 認定協会に加入しない者であって、認定協会の自主規制に準ずる内容の社内規則を作成していない者
- 当該社内規則を遵守するための体制を整備していない者

認定協会への加入を事実上義務付ける形の登録拒否・取消要件は、金商法にも設けられており、ここにも仮想通貨交換業の規制体系の金商法化の傾向が垣間見える。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

3. 問題がある仮想通貨の取扱い

仮想通貨の設計・仕様は様々であり、マネーロンダリング等に利用されるおそれが高いといった問題のあるものが存在する一方、技術革新の観点からは問題がある仮想通貨をあらかじめ明確に特定することは困難である。

そのため、本報告書では、問題のある仮想通貨については、行政当局と認定協会が連携し、柔軟かつ機動的な対応を図っていくべきであるとしている。具体的には、現状、行政当局に対する事後届出の対象とされている仮想通貨交換業者が取り扱う仮想通貨の変更を事前届出の対象とし、行政当局が、必要に応じて、認定協会とも連携しつつ、柔軟かつ機動的な対応を行い得る枠組みとすることが適当であるとしている。

Ⅲ. ICO に関する法制度

1. 投資性を有する ICO に係る規制

(1) セキュリティ・トークンへの金商法の適用

企業等がトークンと呼ばれるものを電子的に発行して、公衆から法定通貨や仮想通貨の調達を行う行為（いわゆる ICO）については、当該トークンに表章されている権利（以下「トークン表示権利」という。）の内容は多岐にわたり得る。本報告書では、「発行者が将来的な事業収益等を分配する債務を負っているもの」を「投資性を有する」として、金商法における規制を課すべきとし、セキュリティ・トークンに金商法を適用する方向に踏み切っている。

この点、金融庁は 2017 年 10 月、投資対象事業からの配当を受ける権利を有するものについては、仮想通貨による拠出であっても、実質的に法定通貨によって購入されるものと同視できる場合には、集団投資スキーム持分（金商法 2 条 2 項 5 号）として有価証券に該当するものとの考えを示していた。

本報告書は、実質的に法定通貨によって購入されたものであるかどうかを問うことなく仮想通貨建ての拠出によるもの一般について、集団投資スキーム持分に該当するものとして取り扱うべきであると指摘するとともに、集団投資スキーム持分に該当しないトークン表示権利についても、それが投資性を持つものである場合には、有価証券に該当するものとして取り扱うことを提言している。具体的にいかなるものが有価証券に該当するトークン表示権利に該当するのか、本報告書から明確ではない。しかし、これは有価証券の定義に関わるものであり、ひとたび有価証券に該当するものとなれば、罰則を含めて金商法上の規制がフルセットで適用されることになることから、有価証券に該当する「トークン表示権利」とは具体的にどのようなものなのかは、一義的に明らかとなるような定義が設けられることがクリティカルに重要である。

米国 SEC は、設計されたトークンに対する連邦証券法の適用の有無について、当局の裁量が大きく働く Howey Test によってケース・バイ・ケースで判断するという

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

枠組みを採用したことによって、大きな実務上の混乱を招くに至っている。有価証券概念を限定列举方式によって明確化するという法制を採用した日本の金商法においては、規制体系から言えば、判例法に準拠した米国の融通無碍な有価証券概念に追随する選択肢は採りにくいはずであるが、金商法が適用されるトークン表示権利の外延を自覚的に限定するような定義が置かれるかどうか、現時点では定かではない。既に仮想通貨の定義について、いわゆる2号仮想通貨の該当性を巡って、大きな実務上の混乱を経験した我が国としては、セキュリティ・トークンの定義を巡って、これと同じ轍を踏まぬよう、スマートな対応が求められる。

(2) 開示規制

ブロックチェーンにより実装された分散型帳簿を用いたトークンについては、小さな単位で移転することができるようにデザインできることから、一般に流動性が高いトークン・アーキテクチャを採用することが容易であると考えられている。この点に鑑み、本報告書では、セキュリティ・トークンについて、流動性が典型的に低いとは考えられていない「第一項有価証券」として整理することが提言されている。

すなわち、有価証券の募集に相当するトークン発行については、株式や投資信託などの第一項有価証券に適用される発行開示規制や継続開示規制を適用することとし、また、有価証券の募集に相当しないトークン発行については、転売制限⁵を確保することにより、開示規制の対象外とするという規制体系となる。

なお、金商法に基づく開示の内容については、現行の開示規制の体系に準じて、セキュリティ・トークンがプロジェクトの収益に参加するのみであるのか、広く事業体の収益に与るものであるのかの性質に違いに応じた形で整理することが適当とされている。現状の企業内容等開示府令や特定有価証券開示府令はセキュリティ・トークンには対応していないことから、セキュリティ・トークンに対応した開示府令が今後整備されることになるものと考えられる。

(3) 第三者による事業・財務状況のスクリーニングの仕組み

発行されたセキュリティ・トークンについて、投資家が適切な投資判断を行うためには、キャッシュフローの裏付けとなる事業の実現可能性等が客観的に確認できることが重要である。この点、本報告書では、セキュリティ・トークンの流通性に鑑み、トークンの発行を取り扱う業者は第一種金融商品取引業者であることを必要とし、業者において発行者の事業・財務状況の審査を適切に実施していくことを求めるべきであるとしている。

また、本報告書では、集団投資スキーム持分の自己募集において発行者に第二種金融商品取引業者としての登録が求められていることを踏まえて、ICOにおける自己募

⁵ 転売制限の確保の仕方としては、本報告書では、プロトコルによる禁止等を含め、転売制限の実効性を確保することが重要とされている。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

集についても同様の業登録を求め、説明義務等の行為規制を課することが適当とされている。個別の発行につき業登録を得ることは現実的ではないため、この規制は、投資性を持つトークン表示権利を発行する場合には、第一種金融商品取引業者の関与を事実上求める規制として機能すると予想される。

このように、セキュリティ・トークンは、本報告書による限り、株式よりも厳格な規制下でしか発行することができないこととなっており、スタートアップ企業が成長のための資金をセキュリティ・トークンによって調達するというニーズに応えられるような制度設計にはなっていない。金商法に定められる投資家の属性等に照らした特例がセキュリティ・トークンに対してどのように適用されるのかについて、本報告書は触れておらず、金商法の規制体系を念頭に置くと、これらは法案レベルでは明らかにならない（すなわち政省令に委ねられた形になる）可能性がある。他方、法案審議の段では、政省令の適用のイメージが立案者においてあらかじめ構想されているというのが通常であり、国会質問等を通じてこの点がどの程度明らかになるか、注目される。

(4) セキュリティ・トークンの二次流通に関する規制

セキュリティ・トークンの流通の場について、本報告書では、従来の金商法の枠組みにおいて認められているもの以外に、セキュリティ・トークン独自の制度を用意すべき理由はなく、一方で従来の枠組みの利用を制度的に禁止する理由もないとして、中立的な立場に立つような記述がなされている。

しかしながら、現行法令は、自主規制とあいまって、有価証券の二次流通市場を創設することができる可能性はかなり限定的となっているのが実態である。その結果、特段の手当てがなされないということの実務的な意味としては、セキュリティ・トークンの二次流通市場の開設は狭き道であるということである可能性がある。

特に、現行法において、有価証券の二次流通市場の設計の多くは自主規制に委ねられているところ、本報告書は、法令上の中立性の建前を取る反面で、取引所で取り扱われていないセキュリティ・トークンを第一種金融商品取引業者が取り扱うことを自主規制により制限するべきであるとして、自主規制の中身を先回りして「提言」するというをしている。

セキュリティ・トークンのビジネスが日本で立ちあがるか否かは、二次流通市場が創設できるか否かに大きく依存すると考えられる。本報告書は、この点に関する政策的な決定を回避した形になっており、セキュリティ・トークンの発行取扱いを担うことになる事業者の自主規制機関が、先頭に立って使い勝手の良いマーケットのデザインを提案していかないと、日本のセキュリティ・トークンのマーケットは円滑に立ち上がらないおそれがある。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

2. 決済に関する金融規制の及ぶ ICO に係る規制

有価証券に該当せず、仮想通貨に該当するトークンの ICO については、資金決済法に基づく規制が及ぶこととなる。

具体的には、仮想通貨交換業者について、上記「Ⅱ. 仮想通貨交換業者に関する法制度」で述べた内容のほか、トークンの発行者が作成した事業計画書、事業の実現可能性、事業の進捗等の情報についても、その客観性・適切性に留意しつつ、顧客に提供することを求めることが適当である旨、本報告書では指摘されている。

IV. その他

1. 仮想通貨の不正な現物取引への対応

仮想通貨の現物取引については、本報告書では、インサイダー取引規制といった有価証券の取引と同様の規制を課す必要性までは認められないとしつつも、以下のような対応を行うことが適当であるとされている。

- 仮想通貨交換業者に対し、不正な行為の有無についての取引審査を行うとともに、取引審査を通じてそうした行為が判明した場合には、当該行為を行った者に対する取引停止を含めた厳正な対応を求めること。
- 行為主体を限定することなく、不正な行為を罰則付きで禁止し、不当な価格の操作については、有価証券の取引における相場操縦に相当する行為の禁止を課すこと。
- 仮想通貨交換業者に対し、自己が取り扱う仮想通貨に関して有する未公表情報を適切に管理し、当該未公表情報に基づき自己又は他人の利益を図る目的で取引を行わないことを求めること。

これらは、現行の金商法において有価証券につき課されている不正取引規制が念頭に置かれており、ここにも仮想通貨規制の有価証券規制化の一端が垣間見える。

2. 仮想通貨カストディ業務（ウォレット業務）への対応

仮想通貨の売買等は行わずに、顧客の仮想通貨を管理し、顧客の指図に基づき顧客が指定する先のアドレスに仮想通貨を移転させる業務（仮想通貨カストディ業務やウォレット業務などと呼ばれる。）については、仮想通貨の売買等を伴わないため、現行法上は仮想通貨交換業には該当しない。これらの業務については、2018年10月に公表された最新の FATF⁶勧告において、マネーロンダリング・テロ資金供与規制の対象とすることが要請されることになったほか、仮想通貨流出リスク等の仮想通貨交換業と同様のリスクがある。

⁶ 政府間機関として設立された Financial Action Task Force（金融活動作業部会）。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

そこで、本報告書では、仮想通貨カストディ業務を行う業者について、仮想通貨交換業者に求められる対応のうち、顧客の仮想通貨の管理について求められる対応と同様の対応を求めることが適当であるとしている。

3. 仮想通貨デリバティブ取引等への対応

国内において相当程度の仮想通貨デリバティブ取引が行われており、利用者からの相談も相当数寄せられている現状を踏まえ、本報告書では、仮想通貨デリバティブ取引について、金商法にてこれを規制する方向性を示している。具体的には以下のような対応を示唆している。

- 仮想通貨デリバティブ取引について、少なくとも、他のデリバティブ取引と同様の業規制を適用する（なお、証拠金倍率については、仮想通貨の価格変動の実態を踏まえた適切な上限を設定することが適当）。
- 追加的な対応として、最低証拠金（取引開始基準）の設定、資力等に照らして取引を行うことが不適切と認められる顧客との取引を制限するための措置、顧客に対する注意喚起の徹底を求める。
- 仮想通貨信用取引⁷については、仮想通貨の証拠金取引と同様の規制の対象とする。

V. 展望

研究会の立ち上げが、仮想通貨交換業者の様々な不祥事件に端を発していたということもあり、本報告書に示される新たな仮想通貨交換業の規制は、おしなべて仮想通貨業界に厳しいものとなった。また、本報告書において初めて、セキュリティ・トークンの取扱いについて、規制のグランドデザインが示されたが、これもトークンによる資金調達について慎重な態度に終始したものといえる。

背景にあるのは、トークンエコノミーに対する長期的な展望を参加者が十分に持つに至らないまま、議論が目前の問題に対処することに集中したことがある。仮想通貨ビジネスになじみがない、又は仮想通貨に対して懐疑的な有識者を前に、事業者側も必ずしも説得的な反論を展開することができなかったという事情もあるだろう。

金融庁は、2018年6月、金融審議会「金融制度スタディグループ」において中間整理を公表し、金融規制体系を機能別・横断的なものに変更していくことを打ち出しており、現在、決済分野につき精力的な議論が行われているところである。今回、トークンに関する規制は資金決済法と金商法に分かれて取り扱われる方向性が示されたが、報告書案で示された規制の大枠は、縦割りされた「業法」に縛られ、規制を機能面から横断的に見た際に公正なものとなっているか、リスクベースで見た際に比例的なものとなっているか、について明示的な検証がなされていないように思われる。具体的な規制の詳細は、

⁷ 顧客が業者に保証金として金銭や仮想通貨を預託し、業者指定の倍率を上限に業者から仮想通貨を借り入れ、それを元手として仮想通貨の売買・交換を行う取引。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

政省令に委ねられることになると思われるが、民間事業者としては、横断的な法制の達成のためには、規制強化は同時に規制の柔構造化を伴う必要があること、これらはリスクベースで比例的なものとならなければ公正な規制とはならないことに留意しつつ、立法過程を監視していく必要がある。

なお、本報告書では仮想通貨を暗号資産と呼び換えることが提案されている。証券取引法から金融商品取引法への改正の例を挙げるまでもなく、法令での呼び換えは実務における呼称変更を意味するものではないが、仮想通貨に対する社会の認識に何らかの変化を及ぼすことになるか否か、仮想通貨ビジネスに携わる者にとっては気になるところだろう。

セミナー情報 (FinTech 関連)

- セミナー 『GDPR 対応の最新実務(雛形解説付)と主要国データ保護規制の最新動向』
開催日時 2019年2月4日(月) 13:00~17:00
講師 田中 浩之
主催 経営調査研究会

文献情報 (FinTech 関連)

- 本 『日経 FinTech FinTech 世界年鑑 2018-2019』(2018年4月刊)
出版社 日経 BP 社
著者 増島 雅和、堀 天子、石川 貴教、白根 央、飯島 隆博
- 論文 「10分でわかる電子決済等代行業の実務と改正銀行法」
掲載誌 The Finance (2018年5月17日発行)
著者 末廣 裕亮
- 論文 「～税理士がフォローすべき論点を整理～仮想通貨のイロハ
【特集：税理士のための仮想通貨入門】」
掲載誌 税務弘報 Vol.66 No.7
著者 末廣 裕亮、堀 天子
- 論文 「インシュアテックの潮流と変革されるべき規制・実務慣行」
掲載誌 週刊金融財政事情 3265号(2018年6月18日号)
著者 増島 雅和

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

- 本 「The Financial Technology Law Review Edition 1 - Japan Chapter」
出版社 Law Business Research Limited
著者 岡田 淳、堀 天子、飯島 隆博

- 論文 「フィンテックと顧客情報—オープン API における顧客情報の扱い、ブロックチェーンと情報保護法制の関係—」
掲載誌 週刊金融法務事情 2095 号（2018 年 8 月 10 日号）
著者 佐藤 正謙

- 解説 「暗号資産規制のゆくえ」
掲載 URL <https://note.mu/masamasujima1976/n/nc27dd80a7609>
投稿者 増島 雅和

NEWS

- [Chambers FinTech 2019 にて高い評価を得ました](#)
Chambers FinTech 2019 において、当事務所は Legal 部門で Band 1 にランクインし、増島 雅和 弁護士と堀 天子 弁護士が高い評価を得ました。
詳細は [Chambers のウェブサイト](#)に掲載されております。

- [Chambers Asia Pacific 2019 にて高い評価を得ました](#)
Chambers Asia Pacific 2019 で、当事務所は日本における各分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士がその分野で高い評価を得ました。当事務所のバンコクオフィスおよびヤンゴンオフィスにおいても各分野で上位グループにランキングされております。

- [MHM Lab プロジェクトに関するお知らせ](#)
森・濱田松本法律事務所は、海外で FinTech 推進の手段として創設・運用されている「レギュラトリー・サンドボックス」に早期から着目し、日本におけるイノベーション推進の手段となり得る制度であるとして日本での導入の旗振りを行ってまいりました。
今般、生産性向上特別措置法の施行によりプロジェクト型「規制のサンドボックス」制度が創設され、既存の規制にとらわれることなく新しい技術やビジネスモデル等の実証を行うことができる環境が整備されたことを受け、これまでクライアントの皆様と取り組んでまいりましたイノベーションの実現に向けた規制問題の克服のための一連の活動を一層加速させていくため、「MHM Lab プロジェクト」をローンチしました。
⇒ [特集：MHM Lab プロジェクトのページへ](#)

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

- 【重要】当事務所または当事務所の弁護士・スタッフ名を騙った詐欺にご注意ください

当事務所または当事務所の弁護士名を騙った遺産相続を名目とする詐欺事件に関する情報が寄せられました。当事務所は、このような事件には一切関係がございません。

当事務所または当事務所の弁護士・スタッフ名を名乗る者からのお心当たりのない連絡を受けた場合は、すぐには応じず、相手の身元を十分にご確認ください。また、併せて下記連絡先までお知らせくださいますようお願い申し上げます。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com